

2 愛 給 第 141 号
令和 2 年 12 月 15 日

愛知中部水道企業団

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 竹 内 稔
(公 印 省 略)

中高層建物直結給水実施要綱・解説の施行について（通知）

日頃より、本企業団の水道事業にご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

標題の件について、3 階直結直圧給水と直結増圧給水の要綱・解説を一つにした、「中高層建物直結給水実施要綱・解説」を令和 3 年 2 月 1 日より施行する運びとなりました。

新たな要綱である中高層建物直結給水実施要綱・解説は愛知中部水道企業団のホームページに掲載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象となる要綱・解説

【旧要綱】3 階直結直圧給水実施要綱・解説 、 直結増圧給水実施要綱・解説

【新要綱】中高層建物直結給水実施要綱・解説

○要綱・解説が一つになり内容に変更がございますが、協議の流れに変更はございません。

2 掲載場所

愛知中部水道企業団ホームページ → 事業者の皆さまへ → 給水装置工事設計・施工基準

<https://www.suidou-aichichubu.or.jp/jigyousha/kyusui-youshiki/sekkei-sekoukijun>

3 施工日

令和 3 年 2 月 1 日から適用します。

ただし、移行期間として令和 3 年 1 月 4 日から 1 月 29 日までは新旧どちらの要綱でも受付をします

○お問い合わせ先
給水課
電話 0561-38-0035
FAX 0561-38-1427